（福島県報第二千二百二十三号付録）

平成二十二年
九月中

福島県報

目録

定例　第二千二百十二号から第二千二百十九号まで
号外　第三十九号から第四十号まで

規則

	号外	ページ
福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則	一四	五六
福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	一七	五九
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	二一	五六

訓令

	号外	ページ
福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	二八	五三

告示

	号外	ページ
保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件	一	一
福島県議会定例会を招集する件	三	五〇二
県外の区域から物品の移入を禁止する件を廃止する件	三	五〇二
土地収用法により事業の認定をした件	三	五〇二
道路の区域を変更する件	三	五〇三
県営土地改良事業計画を変更した件	七	五〇五
土地改良法により換地計画を定めた件	七	五〇五
保安林の指定施業要件を変更する予定である件	七	五〇五
道路の区域を変更する件	七	五〇五
同	七	五〇六
道路の供用を開始する件	七	五〇六
同	七	五〇六
大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	一〇	五〇九
計量器の定期検査を実施する件	一〇	五一〇
道路の区域を変更する件	一〇	五一〇
同	一〇	五一〇
同	一〇	五一一
同	一〇	五一一
同	一〇	五一一
同	一〇	五一一
同	一〇	五一二
同	一〇	五一二
同	一〇	五一二
同	一〇	五一三
洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川を指定する件	一〇	五一三
土地改良区の定款の変更を認可した件	一四	五一六
道路の供用を開始する件	一四	五一六
同	一四	五一六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	一七	五一九
同	一七	五一九
大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	一七	五二〇
地籍調査の成果について認証した件	一七	五二〇
同	一七	五二一
同	一七	五二一
同	一七	五二一
保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一七	五二一
保安林の指定をする予定である旨通知があった件	一七	五二一
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二一	五二六
道路の区域を変更する件	二一	五二六
同	二一	五二七
道路の供用を開始する件	二一	五二七

六〇五　道路の区域を変更する件の一部を改正する件　二一　五一七
六〇六　公印を改刻しその使用を開始する件　二四　五一八
六〇七　平成二十二年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定めた件　二四　五一八
六〇八　患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件　二四　五一八
六〇九　土地改良区の解散を認可した件　二四　五一八
六一〇　土地改良法により換地処分をした件　二四　五一九
六一一　福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件　二四　五一九
六一二　同　二四　五一九
六一三　同　二四　五一九
六一四　同　二四　五一九
六一五　同　二四　五二〇
六一六　同　二四　五二〇
六一七　同　二四　五二〇
六一八　大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件　二六　五二三
六一九　大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件　二六　五二三
六二〇　同　二六　五二三
六二一　同　二六　五二三
六二二　道路の区域を変更する件　二六　五二三
六二三　同　二六　五二四
六二四　同　二六　五二四
六二五　道路の供用を開始する件　二六　五二四

公告

三二六　落札者を決定した件　三　五一四
三二七　同　三　五一四
三二八　肥料の検査の結果の概要を公表する件　七　五一六
三二九　土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件　七　五一七
三三〇　落札者を決定した件　一〇　五一三
三三一　同　一〇　五一三
三三二　砂利採取業務主任者試験を実施する件　一〇　五一四
三三三　特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件　一四　五一七
三三四　土地改良区の役員が退任した旨届出があった件　一四　五一七
三三五　都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件　一四　五一七
三三六　平成二十二年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件　一七　五一二
三三七　土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件　一七　五一三
三三八　落札者を決定した件　一七　五一三
三三九　土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件　二四　五一〇
三四〇　同　二四　五一一
三四一　都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件　二八　五一四

福島県病院局

公告

三　一般競争入札を行う件　一七　五一三

福島県教育委員会

告示

四　地方公務員法により処分した件　一四　五一七

福島県選挙管理委員会

告示

五九　選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件　一〇　五一四
六〇　福島県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件　一七　五一四

福島県監査委員

公表

二〇　監査公表　二二　一
二一　同　二二　二

福島海区漁業調整委員会

指示

五　はえなわ漁業について指示する件　一四　五一八

六　漁業法により指示する件　一四　五一八

正誤

平成二十二年七月十三日付け第二千百九十七号中　三　五〇四

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷